

社会福祉法人多久市社会福祉協議会居宅介護支援事業所事業計画

1 基本方針

介護保険法に基づく法令の主旨に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した生活が営まれるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、指定居宅サービスなどの提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連携調整を図り適切な助言や支援を行う。

2 事業内容

介護保険法に規定されている「居宅介護支援事業」を、下記業務を通じて適正に実施します。

- ① 要介護新規及び更新・変更代行申請の手続き
- ② 要介護・要支援認定調査
- ③ 要介護者からの居宅介護サービス計画書・日常生活支援総合事業対象者からの総合事業計画書、及び要支援者からの介護予防支援サービス計画書に基づく相談対応及び相談者の趣旨を明確にした適切な助言・指導
- ④ 課題分析実施（アセスメント）
訪問することにより、利用者・家族の状態を的確に把握します。
- ⑤ 居宅サービス計画書作成及び介護予防サービス計画書作成
利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、また利用者・家族の希望を考慮し、居宅サービス計画を作成します。
- ⑥ サービス担当者会議
サービス担当者が一同に会して、本人と家族のもと作成した計画の確認と同意を行います。
- ⑦ 医療機関、諸関係機関のサービス事業者との連絡調整
- ⑧ 給付管理業務
サービス利用票・提供票作成や介護報酬請求
- ⑨ 再課題分析（モニタリング）
毎月1回以上利用者宅へ訪問し、必要な時はサービス計画の見直しを行う。
- ⑩ 利用者からの相談・苦情処理に関する業務
提供した居宅介護支援に苦情申し出がある場合は、迅速かつ誠実に苦情の対応を行います。また、サービス担当者会議でもその内容を報告し、必要に応じて対応方法を決定します。
- ⑪ 各種研修・会議への参加
- ⑫ 地域包括ケアシステム構築推進のための業務
(地域ケア会議、在宅医療連携推進業務等)
- ⑬ 高齢者等からの相談

※新型コロナウイルスの感染拡大防止期間においては、アセスメント、モニタリング、サービス担当者会議等ケアマネジメント業務の弾力的な対応を行います。